

指定居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社アズールスカイが開設する居宅介護支援セレストブルー（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活の質の向上に重きを置いたケアプラン作成にあたる。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援セレストブルー
- (2) 所在地 桶川市川田谷3455-3-A

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び夏季休暇（8月13日～8月16日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等による24時間連絡が可能な体制をとり、緊急対応等を行うこととする。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式を用いる。
- 3 利用者及びその家族等の置かれた状況等を考慮し、利用者提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを決定する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4 居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容につき、担当者に専門的見地から意見を求める。
- 5 前項で作成した居宅サービス計画の原案を盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その状況、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定する。
- 6 居宅サービス計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 7 前項に指定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たっては、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り、次に定める通りとする。
 - (1) 少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面談する。
 - (2) 少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(利用料金)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、徴収しない。

(通常の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桶川市、北本市、上尾市とする。

ただし、上尾市は大石西地区、大石東地区（上尾市の区分による）までのみとする。

(個人情報の保護・守秘義務)

第10条 事業所は、利用者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者またはその家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族等の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護支援専門員は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続に向けた取り組み)

第13条 事業所は、業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第14条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に対する利用者からの苦情・ハラスメント処理に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明する。

2 利用者及びその家族等から介護支援専門員に対するハラスメント行為があった場合には、地域の関係機関等に報告・相談し改善に向けて対処する。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、当該利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催する。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、利用者の養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）又は指定居宅サービス事業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

(衛生管理等)

第17条 感染症の予防及びまん延防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヵ月に1回以上開催し徹底する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

(1) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は、従業者でなくなった後でも、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 4 事業所は、指定居宅支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを終了した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社アズールスカイ代表社員と事業所の管理者との協議に基づいて定めものとする。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。